特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
10	南九州市	子ども子育て関連事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南九州市は、子ども子育て関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南九州市長

公表日

令和7年6月6日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	子ども子育て関連事務
②事務の概要	子ども子育て支援法及び児童福祉法、学校教育法等の関連法等の規定に則り、幼稚園や保育所等に入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付の支給を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者情報の確認 ④保育料算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	子ども子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル:	<u>ጀ</u>
受給者台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法別表の9項及び127項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令を定める命令第8条及び第68条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 116項
5. 評価実施機関における	· 担当部署
①部署	こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	南九州市情報公開・個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	南九州市情報公開·個人情報保護担当 897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡6204番地 問合せ先電話番号 0993-83-2511
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年5月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		7年5月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

上きい値判断結果基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書	ᆍ 上┲□⁵┺/┲╛	3) 基礎項目評例	西書及び: 西書及び:			
2)又は3)を選択した評価美原 されている。	施機関については、それぞれ	, 里点垻日評価	書又は全項日評価書におい	て、リスク	対策の詳細か記載		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分である 3) 課題が残され				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	した提供を除く。)	[0]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分である 3) 課題が残され				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入∤ 2) 十分である 3) 課題が残さ∤				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得を徹底し、記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーを取得できない場合は、申請者から同意を得たうえで住基から照会を行うようにしている。また、情報照会を行う権限は当該業務担当職員のみに付与され、事務処理手順等については担当者間で共有し、事務処理の正確性を確保している。					

9. 監査							
実施の有無	[] 自己点検	[O]内部監査 []外部監査					
10. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている] 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によってる4) 委託先における不正な(5) 不正な提供・移転が行わる6) 情報提供ネットワークシ7) 情報提供ネットワークシ	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 不正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) システムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 システムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策					
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠]体統合宛名システム・中間サーバにおいては,事務上必要な情報のみを おり,目的外の入手が行われることは無い。					

変更箇所

<u> </u>	* I				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月13日	Ⅱ-1 対象人数	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
平成29年11月1日	I-5-②所属長	福祉課長 山脇 勝次	福祉課長 網屋 多加幸	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 網屋 多加幸	福祉課長 松清 浩一	事後	人事異動による変更
平成31年4月22日	I -5-②所属長	福祉課長 松清 浩一	福祉課長	事後	
平成31年4月22日	Ⅳ リスク対策		9項目の追加	事後	
	I -4-2	番号法第19条第7号 別表第二 27項	番号法第19条第8号 別表第二 27項	事後	番号法の改正
令和6年4月1日	I -5-①部署	福祉課	こども未来課	事後	組織再編による変更
令和6年4月1日	Ⅰ-5-②所属長の役職名	福祉課長	こども未来課長	事後	組織再編による変更
令和7年4月1日	Ⅰ-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 94項	①番号法別表の9項及び127項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律別表の主務 省令を定める命令第8条及び第68条	事後	番号法の改正